令和7年度エシカル消費普及啓発に係る広報等業務 企画提案競技実施要領

1 趣旨

この要領は、青森県(以下「県」という。)が令和7年度エシカル消費普及啓発に係る広報等業務を委託するにあたり、優れた企画提案を広く募集し、委託先候補者を選定するために実施する企画提案競技について、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務名

令和7年度エシカル消費普及啓発に係る広報等業務

3 業務内容

「令和7年度エシカル消費普及啓発に係る広報等業務委託仕様書(案)」(以下「仕様書」という。)のとおり。

4 委託業務の上限額

13,582,000円 (消費税及び地方消費税を含む)

※当該業務に係る予算については、青森県議会 令和7年2月第321回定例 会に、令和7年度当初予算案として提出しているものである。

そのため、令和7年度当初予算案が議決された場合に契約することとし、承認が得られない場合は契約を締結しない。

5 業務委託期間

令和7年4月1日(火)から令和8年3月13日(金)まで

6 業務開始までのスケジュール(予定)

令和7年2月25日(火) 3月 3日(月)17時 質問書(様式1)提出期限 3月 7日(金) 質問への回答 3月10日(月)17時 参加表明書(様式2)提出期限 3月17日(月)17時 企画提案書等 提出期限 3月下旬 書面審査、審査結果の通知 4月 1日(火) 委託契約締結

7 応募資格

応募する時点で、次に掲げる要件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 県内に事務所又は事業所を有する法人又は個人事業主であること。
- (2) 当該業務を円滑に遂行するために必要な業務執行能力や経営基盤を有し、適正な経理執行体制を有していること。

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、 県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止処分を受けていない者であること。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律 第225号)による手続を行っている者でないこと。
- (7)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員の統制の下にある者でないこと。

8 質問の受付等

本業務に関し質問がある場合は、質問書(様式1)を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年3月3日(月)17時必着

(2) 提出先

下記 14 を参照

(3) 提出方法

電子メール又は郵送

(4) 質問への回答方法

質問書を提出した者に電子メールで3月7日(金)までに回答するとともに、 県ホームページに掲載する。

9 参加表明書の提出

本企画提案競技への参加を希望する者は、参加表明書(様式2)を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年3月10日(月)17時必着

(2) 提出先

下記 14 を参照

(3)提出方法

電子メール又は郵送

10 企画提案書等の提出

次のとおり企画提案書等を作成し、紙媒体で提出するものとする。

ただし、A4サイズ(A3サイズのページはA4サイズに折り込むこと)、片面・カラー印刷を基本とし、本委託業務名、企画提案者名、担当者を明記した表紙を付けること。なお、期限を過ぎての提出は認めない。

(1) 企画提案書の作成

仕様書及び審査基準を参考に企画提案すること。

なお、以下の点については、確実に明記すること。

① 提案コンセプト

提案にあたっての理念、県民にわかりやすく効果的に情報を伝えるための工夫 等

②企画の具体案

映画広告の制作・配信

- ・企画のコンセプトや構成を示すこと。
- ・映画広告のイメージを示すこと。

牛乳パック広告

牛乳パック広告のイメージを示すこと。

エシカル消費普及啓発品の制作

・手ぬぐい、エコバッグ、啓発品配布用封筒のイメージを示すこと。

ウェブページリニューアル

- ウェブページのコンセプトや構成を示すこと。
- ウェブページのイメージを示すこと。

③業務実施体制

④業務実施スケジュール

(2) 提出書類

- ① 企画提案書
- ② 概算見積書
- ③ 提案者の概要が分かる資料(会社案内等)
- ④ 類似の業務実績がある場合その業務実績を証明するもの(契約書の写し等)
- (3)提出部数6部(正本1部、副本5部)
- (4) 提出期限

令和7年3月17日(月)17時(必着)

(5) 提出先

下記14参照

(6) 提出方法

持参又は郵送

- (7) 留意事項
 - 企画は1者1案とする。
 - 提出された企画提案書は返却しない。
 - ・ 虚偽の記載をした企画提案書等は無効とする。
 - 提出された書類は、原則として県に対する情報公開の対象文書となる。
 - ・ 企画提案書の作成及び提出など企画提案競技の実施に要する一切の費用は、 すべて提案者の負担とする。

11 企画提案の審査

(1)審査方法

提出された企画提案書等により書面審査を実施し、もっとも優れた企画提案 を行った者を委託先候補者とする。なお、審査に当たり、企画提案書等の内容 について、補足説明を求める場合がある。

(2)審査基準

審査基準は以下のとおりとする。

審査項目	審査の視点
企画提案内容	業務の目的を理解した提案となっているか。
	仕様書を満たした内容となっているか。
	県民にわかりやすく効果的に情報を伝えるための工夫がされてい
	るか。
スケジュール	業務の円滑な執行が期待でき、実施可能な作業スケジュールか。
実施体制	委託業務内容に対応できる実施体制となっているか。
経費	経費見積が適正で、提案内容に対して極端に不自然な点はない
	か。
その他	独自の創意工夫など事業効果が期待できる提案内容になっている
	か。

12 審査結果の通知

企画提案書の審査結果については、採否に関わらず全ての企画提案競技参加者 に書面で通知する。なお、審査に関する質問等は受け付けない。

13 委託契約の締結

委託先候補者の選考後、速やかに企画提案書等を基に業務仕様書の詳細について協議を行い、改めて見積書を徴取し、上限額の範囲内で委託契約を締結する。 なお、協議の過程で、採用となった企画提案の一部変更を指示することがある。

14 提出先・問合せ先

〒030-8570

青森市長島1-1-1 青森県 交通・地域社会部 地域生活文化課

消費生活・公益法人グループ 鈴木

電話:017-734-9206

メール: seikatsu@pref. aomori. lg. jp